

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農整災 第23号
2	工 事 名	川田町東地区農地災害復旧工事
3	工 事 場 所	八代市川田町東
4	工 種	土砂撤去工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥2,530,000
7	契 約 日	令和7年9月3日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市郡築三番町127-1 商号又は名称 (資)野田建設 代 表 者 代表社員 野田昌博

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月11日豪雨災害により、農地が埋没し営農に支障をきたす恐れがあるため、緊急に土砂撤去を行うもの。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農整災 第19号
2	工 事 名	奈良木町排水路土砂撤去工事
3	工 事 場 所	八代市奈良木町
4	工 種	土砂撤去
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥6,050,000
7	契 約 日	令和7年9月4日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日
9	請 負 業 者	住 所 八代市豊原中町2785-1 商号又は名称 (有)稲田工務店 代 表 者 代表取締役 稲田羊三

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月11日豪雨災害により、排水路が閉塞し営農に支障をきたす恐れがあるため、緊急に土砂撤去を行うもの。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 環施修 第3号
2	工 事 名	八代市斎場火葬炉耐火材及び炉内台車、電動収骨台車修繕
3	工 事 場 所	八代市松崎町370番地1
4	工 種	建築工事
5	工 事 概 要	八代市斎場の火葬炉設備を修繕するもの。 I 火葬炉耐火物修繕 3炉(1、2、5号炉) II 炉内台車耐火物修繕 3台(2号、5号、予備2号) III 電動収骨台車修繕 1台(3号) IV 上記発生材処理
6	契 約 金 額	¥9,020,000
7	契 約 日	令和7年9月4日
8	工 事 期 間	令和7年9月5日 ～ 令和8年3月5日
9	請 負 業 者	住 所 富山市奥田新町12-3 商号又は名称 (株)宮本工業所 代 表 者 代表取締役 宮本芳樹
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  本修繕は火葬炉内の耐火物、炉内台車、棺の移送に用いる電動収骨台車を更新するものである。火葬炉のメーカーは国内でも4者しかおらず、八代市斎場においては、(株)宮本工業所製の火葬炉を設置している。  火葬炉内の耐火物は火葬時の適正温度が区分けされているため、本修繕は、炉の構造やレンガの組み立て方について詳細に把握しておく必要がある。  また、炉内台車については火葬炉内の構造に合わせた専用の設計に基づき、製作しているもので、電動収骨台車についても棺を含めた炉内台車ごと火葬炉内に移送するものであるため、この台車についても同様に専用の設計に基づき、製作しているものであり、それぞれ独自の仕様・部品が使用されている。  本修繕においては全ての内容を詳細に把握していなければならない特殊な技術を要するものであり、それを備えた業者が(株)宮本工業所に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。  ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 泉建道災 第3号		
2	工 事 名	轟～古屋敷線応急本工事		
3	工 事 場 所	八代市泉町下岳		
4	工 種	土砂撤去工事		
5	工 事 概 要	土砂撤去 N=1式		
6	契 約 金 額	¥6,600,000		
7	契 約 日	令和7年9月4日		
8	工 事 期 間	令和7年8月21日	～	令和7年9月30日
9	請 負 業 者	住 所	八代市泉町下岳6289番地	
		商号又は名称	(有)森田組	
		代 表 者	代表取締役 森田清隆	

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月10日～11日豪雨災害により、轟～古屋敷線に土砂が堆積し、住民の生活に支障をきたしていることから本課にて緊急に土砂撤去を行うため地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。見積徴取業者については、災害時における応急対策活動に関する協定を終結している泉町建設業協会加盟の事務所であり、現場状況に精通し、緊急対応が可能な1者を指名。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農整災 第24号		
2	工 事 名	興善寺町地区農地災害復旧工事(その2)		
3	工 事 場 所	八代市興善寺町		
4	工 種	土木工事		
5	工 事 概 要	農地土砂撤去 N=2箇所		
6	契 約 金 額	¥4,928,000		
7	契 約 日	令和7年9月4日		
8	工 事 期 間	令和7年8月26日	～	令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所	八代市渡町1303	
		商号又は名称	(株)小笹建設	
		代 表 者	代表取締役 小笹康博	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、令和7年8月11日豪雨災害により、山間部から流出した土砂が農地に堆積し、営農に支障をきたしている状況である。早急に土砂撤去をしなければ、耕作放棄地の増加に繋がる可能性があるため、その復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 泉建道災 第4号		
2	工 事 名	古屋敷線応急本工事		
3	工 事 場 所	八代市泉町下岳		
4	工 種	土砂撤去工事		
5	工 事 概 要	土砂撤去 N=1式		
6	契 約 金 額	¥4,400,000		
7	契 約 日	令和7年9月4日		
8	工 事 期 間	令和7年8月21日	～	令和7年9月30日
9	請 負 業 者	住 所	八代市泉町下岳6289番地	
		商号又は名称	(有)森田組	
		代 表 者	代表取締役 森田清隆	

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月10日～11日豪雨災害により、古屋敷線に土砂が堆積し、住民の生活に支障をきたしていることから本課にて緊急に土砂撤去を行うため地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。見積徴取業者については、災害時における応急対策活動に関する協定を終結している泉町建設業協会加盟の事務所であり、現場状況に精通し、緊急対応が可能な1者を指名。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農整災 第28号
2	工 事 名	川田町西農道土砂撤去工事
3	工 事 場 所	八代市川田町西
4	工 種	道路改良工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 L=70.0m、H=4.0m V=280.0m <sup>3</sup>
6	契 約 金 額	¥16,661,700
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月25日 ～ 令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市葭牟田町463-1 商号又は名称 (有)葭岡産業 代 表 者 代表取締役 葭岡幸司

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

令和7年8月11日豪雨災害により、市が管理する川田町西農道が被災し、土砂の流入等により車の通行ができない状況である。早急に土砂等の撤去をしなければ、農地の確認が行えず、営農に影響があるため、その復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土都下災修 第17号
2	工 事 名	平山新町排水路土砂撤去修繕(その4)
3	工 事 場 所	八代市平山新町
4	工 種	土工(土砂撤去)工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥6,600,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日
9	請 負 業 者	住 所 八代市平山新町4963 商号又は名称 (有)徳本建設 代 表 者 代表取締役 徳本敏男

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本件は、8月10日～8月11日の豪雨により市管理の都市下水路が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂撤去を行うものである。緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土道災修 第25号
2	工 事 名	竜西東西1号線外1路線路肩修繕
3	工 事 場 所	八代市岡町小路
4	工 種	土工工事
5	工 事 概 要	路肩修繕 N=1式
6	契 約 金 額	¥3,465,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年12月26日
9	請 負 業 者	住 所 八代市高島町4130 商号又は名称 (株)不知火建設 代 表 者 代表取締役 豊田実

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月11日豪雨災害により、竜西東西1号線外1路線が被災したため必要となる復旧工事である。竜西東西1号線外1路線は岡町小路地区の生活道路であり、その復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土道災修 第23号		
2	工 事 名	興善寺町地内道路外2路線土砂撤去等修繕		
3	工 事 場 所	八代市興善寺町		
4	工 種	土工工事		
5	工 事 概 要	土砂撤去修繕 N=1式		
6	契 約 金 額	¥2,497,000		
7	契 約 日	令和7年9月10日		
8	工 事 期 間	令和7年8月26日	～	令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所	八代市田中東町20号22番地	
		商号又は名称	(株)園川組	
		代 表 者	代表取締役 園川忠助	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月11日豪雨災害により、興善寺町地内道路外2路線が被災したため必要となる復旧工事である。興善寺町地内道路外2路線は龍峰地区の生活道路であり、その復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 第号
2	工 事 名	龍峯コミュニティセンター災害復旧建築工事
3	工 事 場 所	八代市興善寺町1952
4	工 種	建築工事
5	工 事 概 要	和室:床下水抜き、泥出し、高圧洗浄、乾燥、消毒 健康増進室兼集会室:作業口を新設後、床下の乾燥及び消毒 トイレ:ピット内の水抜き、消毒
6	契 約 金 額	¥2,420,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月22日 ～ 令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市妙見町2106 商号又は名称 (有)宮坂建設 代 表 者 代表取締役 宮坂景介

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、8月11日豪雨災害により、龍峯コミュニティセンターが被災したため必要となる復旧工事である。龍峯コミュニティセンターは地区の緊急指定避難所であり、その復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土河災 第12号
2	工 事 名	稲荷ノ谷川災害応急本工事(その2)
3	工 事 場 所	八代市興善寺町
4	工 種	土工(土砂撤去)工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥2,200,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年10月31日
9	請 負 業 者	住 所 八代市弥生町3-13 商号又は名称 (株)東営建設 代 表 者 代表取締役 山田洋平

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本件は、8月10日～8月11日の豪雨により市管理の河川が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂撤去を行うものである。緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

- |    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 1  | 工 事 番 号               | 令和7年度 土河災修 第16号   |
| 2  | 工 事 名                 | 坂谷川第二土砂撤去修繕   |
| 3  | 工 事 場 所               | 八代市東町   |
| 4  | 工 種                   | 土砂撤去工事  |
| 5  | 工 事 概 要               | 土砂撤去 一式   |
| 6  | 契 約 金 額               | ¥2,970,000  |
| 7  | 契 約 日                 | 令和7年9月10日   |
| 8  | 工 事 期 間               | 令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日  |
| 9  | 請 負 業 者               | 住 所 八代市沖町3500<br>商号又は名称 (株)魁興業<br>代 表 者 代表取締役 筑間康憲  |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号<br><br>8月10日～8月11日の豪雨により市管理の河川が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂及び立木の撤去を行うもの。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土河災修 第15号
2	工 事 名	猫谷川第三土砂撤去修繕
3	工 事 場 所	八代市東町
4	工 種	土砂撤去工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥2,970,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日
9	請 負 業 者	住 所 八代市沖町3500 商号又は名称 (株)魁興業 代 表 者 代表取締役 筑間康憲
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号  8月10日～8月11日の豪雨により市管理の河川が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂及び立木の撤去を行うもの。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

- |    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 1  | 工 事 番 号               | 令和7年度 土河災修 第11号   |
| 2  | 工 事 名                 | 岡谷川第三災害応急本工事(その2)   |
| 3  | 工 事 場 所               | 八代市岡町中  |
| 4  | 工 種                   | 土砂撤去工事  |
| 5  | 工 事 概 要               | 土砂撤去 一式   |
| 6  | 契 約 金 額               | ¥9,900,000  |
| 7  | 契 約 日                 | 令和7年9月10日   |
| 8  | 工 事 期 間               | 令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日  |
| 9  | 請 負 業 者               | 住 所 八代市古閑浜町3448-29<br>商号又は名称 昭和工業(株)<br>代 表 者 代表取締役 吉川昭五  |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号<br><br>8月10日～8月11日の豪雨により市管理の河川が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂及び立木の撤去を行うもの。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 土河災 第10号
2	工 事 名	坂谷川災害応急本工事
3	工 事 場 所	八代市東町
4	工 種	土工(土砂撤去)工事
5	工 事 概 要	土砂撤去 一式
6	契 約 金 額	¥2,992,000
7	契 約 日	令和7年9月10日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日
9	請 負 業 者	住 所 八代市沖町3500 商号又は名称 (株)魁興業 代 表 者 代表取締役 筑間康憲

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本件は、8月10日～8月11日の豪雨により市管理の都市下水路が土砂により断面が閉塞し被災したことで、沿線及び下流の道路に土砂が溢れ住民の生活に支障をきたしていることから、緊急に土砂撤去を行うものである。緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 スポ管 第2号
2	工 事 名	八代市テニスコート人工芝改修
3	工 事 場 所	八代市郡築四番町136-2
4	工 種	人工芝改修工事
5	工 事 概 要	砂入り人工芝整備 11,138㎡
6	契 約 金 額	¥5,720,000
7	契 約 日	令和7年9月11日
8	工 事 期 間	令和7年9月12日 ～ 令和7年9月30日
9	請 負 業 者	住 所 久留米市東合川1-5-27 商号又は名称 (株)スポーツテクノ和広 九州支店 代 表 者 取締役支店長 野見山竜一
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 <p>本工事は、令和7年8月豪雨により被災した当該施設の砂入り人工芝の改修を行うもので、年間を通して多くの各種大会の開催が計画されており、早期に利用を再開する必要があることから、工期の短縮を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。</p> <p>なお、具体的な大会として、以下の大会の開催日までの完了を見込むものである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・9月28日(日) 熊本県壮年ソフトテニス定期大会</li><li>・10月4日(土) 県中学新人ソフトテニス大会</li><li>・10月5日(日) 熊本県地区対抗ソフトテニス大会</li></ul> <p>※以後も毎週土日に各種大会の開催が予定されている。</p> <p>見積徴取の相手方は、舗装希望で有資格者名簿に登録され、日本運動施設建設業協会会員である全者としている。</p> <p>※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。</p>

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 泉林災 第1号
2	工 事 名	林道大堀線応急仮工事(R7 8月災1号・2号)
3	工 事 場 所	八代市 泉町 下岳
4	工 種	応急仮工事
5	工 事 概 要	1号箇所:土のう設置 N=24袋 埋戻し工 V=27、3 2号箇所:土のう設置 N=90袋 埋戻し工 V=60m3
6	契 約 金 額	¥2,402,400
7	契 約 日	令和7年9月16日
8	工 事 期 間	令和7年8月26日 ～ 令和7年10月24日
9	請 負 業 者	住 所 八代市泉町下岳3125 商号又は名称 (有)丸光工業 代 表 者 代表取締役 遠山香織

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本件は、令和7年8月11日の豪雨災害により、泉町管内の林道大堀線において甚大な被害が発生しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。見積徴取業者については、災害時における応急対策活動に関する協定を終結している泉町建設業協会加盟の事務所であり、現場状況に精通し、緊急対応が可能な1者を指名。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 教施災工 第17号		
2	工 事 名	松高幼稚園冷暖房設備復旧工事		
3	工 事 場 所	八代市永碓町741		
4	工 種	管工事		
5	工 事 概 要			
6	契 約 金 額	¥3,498,000		
7	契 約 日	令和7年9月17日		
8	工 事 期 間	令和7年8月28日	～	令和8年3月31日
9	請 負 業 者	住 所	八代市長田町3541-1	
		商号又は名称	(株)金剛設備工業	
		代 表 者	代表取締役 熊川裕規	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、令和7年8月11日(月)の大雨により、松高幼稚園の冷暖房設備が被災したことから緊急に必要となる冷暖房設備の復旧工事である。被災した施設は市立の幼稚園であり、園児の安心・安全のためその復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 教施災工 第15号		
2	工 事 名	龍峯小学校グラウンド・フェンス災害復旧工事		
3	工 事 場 所	八代市岡町谷川1043		
4	工 種	グラウンド・フェンス復旧工事		
5	工 事 概 要	流入土砂等撤去1式、フェンス復旧工事1式		
6	契 約 金 額	¥5,439,500		
7	契 約 日	令和7年9月17日		
8	工 事 期 間	令和7年8月27日	～	令和7年12月26日
9	請 負 業 者	住 所	八代市郡築三番町127-1	
		商号又は名称	(資)野田建設	
		代 表 者	代表社員 野田昌博	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、令和7年8月11日(月)の大雨により、龍峯小学校のグラウンドに土砂が流入したために必要となる流出土砂等の撤去工事及び土砂流入により破損したフェンスの復旧工事である。被災した施設は市立の小学校であり、児童の安心・安全のため復旧は急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 水施 第4号
2	工 事 名	宮地町配水管移設工事
3	工 事 場 所	八代市宮地町
4	工 種	配水管布設工事
5	工 事 概 要	HPPE φ 75 L=66.3m SL=66.8m HPPE φ 50 SL=22.1m
6	契 約 金 額	¥4,455,000
7	契 約 日	令和7年9月18日
8	工 事 期 間	令和7年9月19日 ～ 令和8年3月13日
9	請 負 業 者	住 所 八代市鏡町下有佐411 商号又は名称 (資)柴田商会 代 表 者 代表社員 柴田幸和

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本工事は、市下水道建設課発注の宮地町污水管築造工事(その25)に伴い、支障となる配水管の移設工事で、令和7年9月4日の開札において全者辞退のため入札不調となった案件です。

下水道工事区間全てに上水道管が埋設してあり、先行して配水管の仮設工事を行わないと下水道工事が施工できず、材料発注等準備期間を考慮すると早急に事業者を決定する必要があります。

以上のことから、入札に付するいとまがないため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に基づき、随意契約を行うものです。

なお、見積徴取相手方は水道施設登録で市内B級事業者かつ指定給水装置工事事業者である残り2者へ入札意思確認を行ったところ、1者から見積が可能と回答があったため、この1者【(資)柴田商会】を相手方として行うこととします。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 第号
2	工 事 名	瀬高地区仮設配水管布設工事
3	工 事 場 所	八代市坂本町
4	工 種	配水管布設工事
5	工 事 概 要	PE φ 50 SL=617.9m VLP-VB SL=1.5m
6	契 約 金 額	¥2,747,800
7	契 約 日	令和7年9月19日
8	工 事 期 間	令和7年9月12日 ～ 令和7年9月30日
9	請 負 業 者	住 所 八代市千丁町新牟田1270 商号又は名称 (有) 鋤先設備 代 表 者 代表取締役 鋤先清二郎

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第5号

本工事は、坂本町瀬高地区の簡易水道において六価クロムが水質基準値を超えて検出されたため令和7年9月3日に飲用利用を停止したことを受け、応急的に近隣の簡易水道から瀬高地区へ給水するための仮設配水管を布設する工事である。

本件は住民の生命及び生活に直接関わる飲料水の安全確保を目的とするものであり、迅速な対応が求められる。したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 水施 第7号
2	工 事 名	合志野配水区配水管移設工事
3	工 事 場 所	八代市坂本町
4	工 種	配水管布設工事
5	工 事 概 要	HPPE φ 50 SL=295. 6m、仕切弁 φ 50 N=2基 布設他一式
6	契 約 金 額	¥7,029,000
7	契 約 日	令和7年9月25日
8	工 事 期 間	令和7年9月26日 ～ 令和8年1月9日
9	請 負 業 者	住 所 八代市大福寺町760-1 商号又は名称 (有)ハウテックタガミ 代 表 者 代表取締役 田上潤一

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本工事は、令和2年7月豪雨災害により、簡易水道施設が被災したため必要となる復旧工事である。今回施工する簡易水道施設は合志野地区への生活用水を供給するものであり、その復旧は球磨川流域の国道嵩上げ工事の進捗の合わせて施工する必要があり急迫を要する。したがって、緊急の必要により競争入札に付することが不利と認められることから、地方公営企業法施工令第21条の13第6号を適用し、随意契約とするものである。

なお、見積徴収業者者は、主な希望を管、電気とする水道B級全9社と主な希望を土木一式とする全4社のうち工事評定の最も高い1社(柴田商会)とする。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年12月24日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 農管 第2号
2	工 事 名	八代南部排水機場エンジン分解整備工事
3	工 事 場 所	八代市日奈久新開町
4	工 種	分解整備工事
5	工 事 概 要	○主エンジンの分解整備(型式:m <sup>2</sup> 000-SN、出力:660ps) ○非常用発電機用エンジンの分解整備(型式:6HAL、出力:150ps)
6	契 約 金 額	¥23,177,000
7	契 約 日	令和7年9月30日
8	工 事 期 間	令和7年10月14日 ～ 令和8年3月13日
9	請 負 業 者	住 所 宇土市新松原町字佐野免150-2 商号又は名称 ヤンマーエネルギーシステム(株)熊本サポートセンター 代 表 者 所長 田嶋満成

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

八代南部排水機場は八代南部地区にある農用地の湛水防除を目的とした施設であり、指定流域内にある排水路から流れてくる水を潮遊池に集め、排水ポンプで強制的に海に排水を行っています。本件は、八代南部排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジン及び非常用発電機用ディーゼルエンジンについて、機器を分解した上で、内部部品の調査点検を行い、故障及び能力が低下した部品の交換・整備を実施するものです。

ディーゼルエンジンが故障した場合、大雨時に排水ポンプの運転ができず、農用地が浸水及び湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性があります。なお、分解・整備についてはメーカーで社内規定を設けておりその規定に基づいた整備を要するため他のメーカー等では対応できずメーカー指定工場等でなければ整備が不可能となり、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、ヤンマーエネルギーシステム株式会社熊本サポートセンターと随意契約するものです。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和7年12月24日